

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家化の予防、空き家等の適正管理又は空き家等の利活用（以下「空き家等対策」という。）に関する業務等の提供ができる事業者の情報の登録を行い、その情報を公開し、空き家所有者等に提供することにより、空き家等対策に取り組む情報環境を整え、空き家等対策の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 西栗倉村空き家等の適切な管理に関する条例（令和2年3月16日条例第12号）第2条第1号に規定
- (2) 空き家所有者等 西栗倉村空き家等の適切な管理に関する条例（令和2年3月16日条例第12号）第2条第3号に規定
- (3) 協力事業者 空き家等対策に関する業務等を提供できる事業者として、協力事業者名簿に登録した者

(協力事業者の資格要件)

第3条 協力事業者として登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 提供できる業務等に関して必要な免許等の取得及び登録を行っている者
- (2) 村内に事業拠点を置く者（ただし、特別な資格を必要とする業務であつて、村内に資格を持つ者が居ない場合は、村外事業者であっても協力事業者として登録することができる。）
- (3) 過去5年以内に法令等による処分を受けていない者
- (4) 西栗倉村税等を滞納していない者
- (5) 西栗倉村暴力団排除条例（平成23年6月22日条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていない者

(協力事業の種類)

第4条 協力事業者として登録する事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 敷地の除草又は樹木の剪定
- (2) 空き家等の点検又は管理
- (3) 建築物又はこれに附属する工作物の解体
- (4) 建築物又はこれに附属する工作物の改修工事
- (5) 空き家等に残置する家財等の片付
- (6) 空き家等の売買又は賃貸借に係る契約書の作成補助
- (7) 空き家等の不動産登記に関する手続
- (8) 西栗倉村各種補助金の申請書作成補助

(協力事業者の登録)

第5条 協力事業者として登録しようとする者は、西栗倉村空き家等対策協力事業者登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 登録しようとする協力事業に関して必要な許可等の写し

(3) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適切であると認めたときは、協力事業者の名簿を作成し、その旨を西栗倉村空き家等対策協力事業者登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、登録した内容について公開し、必要に応じて空き家所有者等に提供するものとする。

（登録内容の変更）

第6条 前条第2項に規定する登録通知書による通知を受けた協力事業者は、当該登録事項に変更があったときは、西栗倉村空き家等対策協力事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により村長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 協力事業者は、登録を取り消したいときは、西栗倉村空き家等対策協力事業者登録取消届出書（様式第5号）により村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があったときは、その登録を取り消すものとする。

3 第1項の場合のほか、村長は、次のいずれかに該当する者の登録を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった者

(2) 第5条第1項第1号に規定する誓約書に掲げる誓約事項に違反した者

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めた者

4 村長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、その旨を西栗倉村空き家等対策協力事業者登録取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（協力事業者の責務）

第8条 協力事業者は、空き家等対策に関する業務等の提供及び当該業務に関する相談について、誠実かつ適切に対応するとともに、村長が求めたときはその状況を報告するものとする。

（空き家等対策に関する業務等の提供に係る協議等）

第9条 空き家等対策に関する業務等の提供の内容、料金その他必要な事項については、協力事業者と空き家所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 村長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

西栗倉村長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録申請書

西栗倉村空き家対策協力事業者登録制度要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。
なお、本申請に関する審査において、村税の納付状況を村が確認することに同意します。

1. 登録を受けようとする事業者の内容（登録事項は太枠内）

事業者の名称			
代表者			
所在地	〒		
電話番号	() -	FAX	() -
メールアドレス			
ウェブサイト			
登録する事業の種類	☐ 敷地の除草又は樹木の剪定 ☐ 空き家等の点検又は管理 点検又は管理の内容 ☐ 建築物又はこれに附属する工作物の解体 ☐ 建築物又はこれに附属する工作物の改修工事 ☐ 空き家等に残置する家財等の片付け ☐ 空き家等の売買又は賃貸借に係る契約書の作成 ☐ 空き家等の不動産登記に関する手続き ☐ 西栗倉村各種補助金等の申請書作成補助		
協力事業に関する 免許・登録等			
登録担当者氏名		電話番号	() -

2. 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 登録しようとする協力事業に関して必要な許可等の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類
- (4) 提供する業務の内容又は料金等を記載した資料を作成している場合は、当該資料

年 月 日

西栗倉村長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録申請書

西栗倉村空き家対策協力事業者登録制度要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。
なお、本申請に関する審査において、村税の納付状況を村が確認することに同意します。

1. 登録を受けようとする事業者の内容（登録事項は太枠内）

事業者の名称			
代表者			
所在地	〒		
電話番号	() -	F A X	() -
メールアドレス			
ウェブサイト			
登録する事業の種類	☐ 敷地の除草又は樹木の剪定 ☐ 空き家等の点検又は管理 { 点検又は管理の内容 } ☐ 建築物又はこれに附属する工作物の解体 ☐ 建築物又はこれに附属する工作物の改修工事 ☐ 空き家等に残置する家財等の片付け ☐ 空き家等の売買又は賃貸借に係る契約書の作成補助 ☐ 空き家等の不動産登記に関する手続き ☐ 西栗倉村各種補助金等の申請書作成補助		
協力事業に関する 免許・登録等			
登録担当者氏名		電話番号	() -

2. 添付書類

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
- (2) 登録しようとする協力事業に関して必要な許可等の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類
- (4) 提供する業務の内容又は料金等を記載した資料を作成している場合は、当該資料

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

西栗倉村長 様

所在地

名称

代表者氏名

誓約書

私は、西栗倉村空き家等対策協力事業者登録申請に当たり、西栗倉村空き家等対策協力事業者登録制度要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解した上で、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、要綱第3条の規定に基づく以下の要件を満たしています。
 - （1）提供できる業務等に関して必要な免許等の取得及び登録を行っている者であること
 - （2）村内に事業拠点を置いていること
 - （3）過去5年以内に法令等による処分を受けていないこと
 - （4）西栗倉村税等の滞納がないこと
 - （5）西栗倉村暴力団排除条例（平成23年6月22日条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと
- 2 業務の提供に当たり、法令及び業務の提供を受ける所有者との契約内容を遵守します。
- 3 業務の提供に関する一切の紛争については、当事者間で解決します。
- 4 業務の提供により得られた個人情報及びその他の情報については、適正に管理し、必要がなくなったときは、適切な方法で廃棄し、不正に利用又は外部に提供することはありません。

以上

年 月 日

西栗倉村長 様

所在地

名称

代表者氏名

誓約書

私は、西栗倉村空き家等対策協力事業者登録申請に当たり、西栗倉村空き家等対策協力事業者登録制度要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解した上で、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、要綱第3条の規定に基づく以下の要件を満たしています。
 - （1）提供できる業務等に関して必要な免許等の取得及び登録を行っている者であること
 - （2）村内に事業拠点を置いていること（ただし、特別な資格を必要とする業務であって、村内に資格を持つ者が居ない場合を除く。）
 - （3）過去5年以内に法令等による処分を受けていないこと
 - （4）西栗倉村税等の滞納がないこと
 - （5）西栗倉村暴力団排除条例（平成23年6月22日条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと
- 2 業務の提供に当たり、法令及び業務の提供を受ける所有者との契約内容を遵守します。
- 3 業務の提供に関する一切の紛争については、当事者間で解決します。
- 4 業務の提供により得られた個人情報及びその他の情報については、適正に管理し、必要がなくなったときは、適切な方法で廃棄し、不正に利用又は外部に提供することはありません。
- 5 登録内容並びに誓約書の内容に係る変更があったときは、速やかに届け出ます。
- 6 登録の要件を満たさなくなった場合、登録を取り消されても異議の申し立てを行いません。

以上

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

西栗倉村長

印

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録通知書

年 月 日付けで申請のありました西栗倉村空き家対策協力事業者登録については、下記のとおり登録が完了したので、西栗倉村空き家等対策協力事業者登録制度要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

登録日： 年 月 日

※変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

西栗倉村長 様

申請者 所在地

名称

代表者氏名

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録事項変更届出書

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録制度要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり登録事項の変更について届け出ます。

記

変更内容	
------	--

様式第5号（第7条関係）
様式第5号（第7条関係）

年 月 日

西栗倉村長 様

申請者 所在地

名称

代表者氏名

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録取消届出書

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録制度要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり西栗倉村空き家等対策協力事業者登録を取り消したいので届け出ます。

記

取消理由	
------	--

様式第6号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

西栗倉村長

印

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録取消通知書

西栗倉村空き家等対策協力事業者登録制度要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり西栗倉村空き家等対策協力事業者登録を取り消したことを通知します。

記

1. 取消の理由